

財団法人富山県文化振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人富山県文化振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、富山市新総曲輪4番18号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、文化施設の管理及び運営並びに生涯学習に関する事業の展開を通じて、県民の文化の向上、生涯学習の振興及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(昭61・全改、昭62・一部改正、昭63・全改)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化施設等の管理及び運営
- (2) 富山県民生涯学習カレッジの事業
- (3) 県民の文化及び教養の普及向上に関する事業
- (4) 埋蔵文化財の調査研究に関する事業
- (5) その他必要な事業

(昭61・昭62・昭63・平元・平3・平6・一部改正)

第2章 資産

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産

- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事及び富山県教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(平14・一部改正)

(長期借入金)

第8条 この法人が資金を借入しようとするときは、収支予算で定めるものを除くほか、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、富山県知事及び富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(平14・一部改正)

(新たな義務の負担等)

第9条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会の議決を経、かつ、富山県知事及び富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

(平14・一部改正)

(資産の管理)

第10条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関等に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第11条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

第3章 事業計画等

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算は、その年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得て、富山県知事及び富山県教育委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(平14・一部改正)

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告、収支決算及び財産目録は、理事長が作成し、貸借対照表を添えて

監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に理事会の承認を得て、富山県知事及び富山県教育委員会に報告しなければならない。

(平14・一部改正)

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 役員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1人
- (2) 副 理 事 長 2人以内
- (3) 理 事 30人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
- (4) 監 事 2人

2 必要な場合には、専務理事1人を置くことができる。

3 理事長及び副理事長は、理事が互選する。

4 専務理事は、理事のうちから、理事長が委嘱する。

5 理事及び監事は、富山県の文化又は生涯学習の振興に密接な関係を有する者及び学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(昭63・平2・平3・平6・平18・一部改正)

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、あらかじめ理事長の定める順序により、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(平2・平18・一部改正)

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、すみやかに補充しなければならない。

補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 報酬)

第 1 8 条 役員は、無給とする。ただし、理事長、専務理事及び監事は、有給とすることができる。

(平3・平9・平18・一部改正)

(顧問、 参与)

第 1 9 条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、この法人の事業運営上必要な事項につき理事長の諮問に応ずる。

第 5 章 事務局

(組織)

第 2 0 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事を兼ねることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 2 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 2 2 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第 2 3 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の2分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 2 4 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(定足数)

第 2 5 条 理事会の会議は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 2 6 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 7 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

る。この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。

- 2 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

- 2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、富山県知事及び富山県教育委員会の認可を得なければ変更することができない。

(平14・一部改正)

(解散及び残余財産の処分)

第31条 この法人の解散は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得た後、富山県知事及び富山県教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、富山県に帰属するものとする。

(平14・一部改正)

第8章 雑則

(細則)

第32条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、富山県教育委員会の許可のあった日から施行する。

(昭和55年8月1日認可)

- 2 この法人の設立当初の役員は、別紙のとおりとし、その任期は、第17条の規定にかかわらず、昭和56年3月31日までとする。

- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 56 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 12 条の規定にかかわらず、別紙計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 5 この法人の設立により、財団法人富山県民会館及び財団法人富山県教育文化会館の一切の権利義務は、この法人が継承する。

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(昭和 61 年 9 月 30 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(昭和 61 年 10 月 22 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(昭和 62 年 12 月 8 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(昭和 63 年 10 月 1 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成元年 4 月 1 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成 2 年 7 月 9 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成 3 年 3 月 28 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成 3 年 10 月 30 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成 6 年 11 月 1 日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成9年3月31日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成14年7月1日認可)

附 則

この寄附行為は、富山県知事及び富山県教育委員会の認可のあった日から施行する。

(平成18年6月30日認可)